

議案第30号

所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和8年 2月18日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

重度心身障害児等医療費助成制度の見直しに伴い、所要の改正をするため、本案を提案するものである。

所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級の障害を有する者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第52条第1項に規定する支給認定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）を受けているもの

第2条の2第1項第1号ア中「（平成17年法律第123号）」を削り、同条第2項第4号ただし書中「前条第4号」を「前条第5号」に改める。

第3条第1項第1号中「入院時食事療養費がある場合の当該費用について助成の対象となる額は、生活療養標準負担額（食費相当額に限る。）及び入院時食事療養標準負担額の2分の1に相当する額とする」を「食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く」に改め、同条第2項第1号中「被保険者」を「税の申告を行わないこと等被保険者」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 第2条第4号に規定する重度心身障害児等が支給認定を受けた精神通院医療の一部負担金等以外の一部負担金等

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。